

令和4年度 第5回山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和4年10月31日（月） 午前10時30分～午前10時54分

2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉

3 出席者：公益代表：石垣委員、伊藤委員、今井委員、岡松委員、反田委員
労働者代表：小林委員、櫻井委員、白倉委員、田草川委員
使用者代表：川島委員、長谷川委員、山岸委員、依田委員
事務局：生方労働局長、岡村労働基準部長、
井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

- (1) 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告
- (2) 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告
- (3) 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）
- (4) その他

5 審議会内容

（賃金室長）

本日は御多用のところお運びいただきまして大変ありがとうございます。

ただいまから、令和4年度第5回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、労働者側佐々木委員、使用者側一之瀬委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて報告いたします。

それでは、反田会長、以後の議事進行をお願いいたします。

（反田会長）

皆様、改めましておはようございます。

本日もよろしく申し上げます。

それでは、まず、議事に入る前に、事務局から資料説明をお願いします。

（賃金室長）

それでは、資料につきまして、1点説明させていただきます。

お手元に配付しております審議資料の1ページと3ページを御覧ください。

こちらは、電気と輸送用機械関係の特定最低賃金に係る全国の結審の状況を、ランク別に取りまとめた一覧表となります。

御参考としていただければと思います。

なお、3ページの輸送用機械関係につきましては、山梨と同じ「自動車・同附属品製造業」の最低賃金が定められている府県につきましては、一番左側の欄に「自動車」の「自」と記入し、薄い青色で色付けしてあります。

その他の県につきましては、輸送用機械と言いましても、建設機械や船舶や自転車が入っていたり、逆に自動車が入っていなかったりする場合もございますので、御留意いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明について、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

【 議事(1)山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告 】

(反田会長)

それでは、早速議事に入ります。

最初に、議事(1)の「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告」につきまして、伊藤委員から報告をお願いします。

(伊藤委員)

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金につきましては、9月28日に開催されました第1回の専門部会におきまして、私が部会長に選出されましたので、私から報告いたします。

同最低賃金の改正につきましては、慎重に検討した結果、お手元に配付されております専門部会の報告のとおりとなりましたので、事務局による報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

(賃金室長)

それでは事務局から朗読させていただきます。

令和4年10月26日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会部長、伊藤一帆。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和4年8月23日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、次のページを御覧ください。別紙になります。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金。

1、適用する地域。山梨県の区域。

2、適用する使用者。前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る、を営む使用者。

3、適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者。

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務。

ロ、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務、これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。

ハ、手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務、これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。

4、前号の労働者に係る最低賃金額。1時間961円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日。法定どおり。

次のページは、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第1回を令和4年9月28日に開催いたしました。

第2回目を10月6日に、第3回目を10月26日に開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、全会一致により決議をいただきました。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御意見等がございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、この専門部会報告を了承することとします。

【 議題 (2) 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告 】

(反田会長)

続きまして、議事の(2)「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告」について、今井委員から報告をお願いします。

(今井委員)

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきましては、9月28日に開催されました第1回目の専門部会におきまして、私が部会長に選出されたので、私から報告いたします。

同最低賃金の改正につきましては、慎重に検討した結果、お手元に配付されております専門部会の報告のとおりとなりましたので、事務局による報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

(賃金室長)

それでは、朗読させていただきます。

令和4年10月28日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、今井幸一。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和4年8月23日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論

に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございすが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、次のページを御覧ください。別紙になります。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

1、適用する地域。山梨県の区域。

2、適用する使用者。前号の地域内で山梨県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る、を営む使用者。

3、適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者。

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務。

ロ、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務。

ハ、手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額。1時間、959円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6、効力発生の日。法定どおり。

次のページは、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第1回を令和4年9月28日に開催いたしました。

第2回を10月14日に、第3回を10月28日に開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、多数決により決議をいただきました。

以上でございます。

(反田会長)

電気につきましては、残念ながら全会一致に至らず、多数決により結審したとのことです。

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

(長谷川委員)

まず、どういう議論が行われたのかということが一点と、ほかの県を見ると、普通の地域別最低賃金、31円、32円、30円という中、そこまで上げていないところがけっこう多くて、これなぜなんだろうと、ちょっと疑問に思うので、その辺これわかる方がいたら教えていただきたいと思います。

(反田会長)

では、公益の今井委員お願いします。

(今井委員)

はい。電気の専門部会におきましては、労働者側のほうからは、連合の企業内最低賃金の格差、アップ額に基づく時間賃金に基づき議論がスタートしました。

一方、使用者側のほうはですね、企業内最低賃金、これは組織労働者ですけれども、企業内最低賃金と特定最低賃金の格差を縮小していこうと、段階的な縮小を提案されておりまして、その後、双方歩み寄りはされたのですけれども、最終的に25円と24円で意見の一致が見られなかったというのが経緯です。

(長谷川委員)

すいません、意見として。

この特定最低賃金というのが早くなくなったほうが私はいいなと思っています。

ここ半年くらいの中に、例えば南アルプスでいうと、コストコが来て、時給1,500円か1,600円だかっていうお話の中で、それが全国一律らしいんですね。

我々南アルプスに会社を営んでいる者としては、その話もあったり、コーセーっていう会社が何百人も雇用があるというそういう話のなかで、もともと地元で商売をやっている方のところに、今でも勤める人が足りないっていう、そういう状況が発生している中で、確かに、上げられるところは上げればいいのかというのが私の持論なんですけれども、むやみに、もともと差がついていること自体は、それはそろそろやめたほうがいいかなって思って、意見として述べさせていただきました。

以上です。

(反田会長)

他にはございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、この専門部会報告を了承することとします。

【 (3) 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申) 】

(反田会長)

続きまして、次の議事に移ります。

先ほどの専門部会報告に基づきまして、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する審議会の答申について、お諮りします。

事務局に答申の案を作成させておりますので、答申案の配付と朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは朗読をさせていただきます。

案。

令和4年10月31日。

山梨労働局長、生方勝殿。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、答申。

当審議会は、令和4年8月23日付け山梨労発基0823第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

次のページは、別紙になりますが、先ほどの部会報告書と同じ内容となりますので、朗読は省略をさせていただきます。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの答申の案につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

それでは、この答申案について採決を致します。

慣例により、反対から採決をとります。

答申案に反対の委員は、挙手を願います。

使用者側 1 名ですね。

ありがとうございました。

次に、答申案について賛成の委員は、挙手を願います。

労働者側 4 名、使用者側 2 名、公益側 4 名、合計10名ですね。

ありがとうございました。

答申案について保留の委員は、挙手を願います。

使用者側 1 名ですね。

(反田会長)

採決の結果、残念ながら、全会一致となりませんでした。出席委員の過半数の賛成により、本答申案は可決されました。

(反田会長)

それでは、ただ今採決されました、電気の特定期最低賃金の改正につきまして、答申を行います。

(反田会長から局長へ答申文を手渡す。)

(反田会長)

それでは、ここで労働局長から御挨拶をいただきます。

(労働局長)

ただいま反田会長から、令和 4 年度山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正につきまして、御答申をいただきました。

また、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金につきましては、10月26日の専門部会におきまして、既に御答申をいただいているところであります。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、原材料等の高騰や物価の上昇、円安など雇用・経済への様々な影響が生じている厳しい状況の中での御審議となり、委員の皆様方には、大変な御苦勞をいただきましたことに、心から御礼申し上げます。

今後は、いただきました御答申を尊重し、速やかに所定の手続きを行い、改正された特定期最低賃金の周知及び履行確保にしっかり取り組んでいく所存でございます。

最後に、本日の答申に至るまでの各委員の真摯な御議論、御尽力に改めて感謝申し上げます。答申に対する御礼の言葉とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(反田会長)

では次に、今後の公示等の手続につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

ただいま、電気の特定最低賃金の改正決定について答申をいただきましたので、電気の特定最低賃金に係る今後の手続きについて説明いたします。

まず、最低賃金法第11条第1項の規定によりまして、本日中に、この答申内容を山梨労働局の掲示板に公示いたします。

また、最低賃金法第11条第2項に、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができることとされていますので、この異議申出の締め切りは11月15日となります。

異議申出がなされなかった場合は、山梨労働局長が答申に沿って、特定最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行わせていただきます。

官報公示の手続には少し時間がかかります関係上、最短で、11月30日に官報公示予定となります。

そして、官報公示の30日後に法定発効となりますので、令和4年12月30日金曜日に発効の予定となります。

続きまして、10月26日の専門部会におきまして、全会一致により結審しました自動車につきましては、現在、異議申出の受付期間中となっておりますが、異議の申出がなされなかった場合には、最短で11月25日に官報公示、令和4年12月25日、日曜日に発効の予定となっております。

なお、異議申出期間中に、電気、自動車いずれか、又は両方につきまして、関係労使より異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることと規定されておりますので、皆様の日程を調整させていただき、本審を開催し異議申出の内容につきまして審議を行っていただくこととなります。

また、異議の申出の有無等につきましては、申出期間終了後に、委員の皆様へ別途連絡させていただきます。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 (4)その他 】

(反田会長)

それでは、次の議題の「(4)その他」ですが何かございますか。

(川島委員)

特定最低賃金に関しては、目安に関わらず、実際の、本来の形になって交渉できたのではないかとということで、使用者側としても納得していますし、労働者側の委員の皆さんにも感謝しています。

ただ一つ気になるのが、公益委員が使用者側の金額よりも高めの金額で提案をする傾向にありまして、今、御存じのとおり、円安の状況というのは賃上げの比ではないくらいに上がっておりまして、使用者側のそういう状況も汲んで、公益委員が提案していただければ、電気のほうも納得できたかなと、ちょっと感じております。

以上です。

(反田会長)

ほかにありますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

では、事務局から何かありますか。

(賃金室長)

本日、答申をいただきました特定最低賃金の改正につきまして、報道機関に対して広報を行う予定としております。

テレビ・ラジオ、新聞等での報道があるかはわかりませんが、御承知おきいただければと思います。

以上でございます。

(反田会長)

それでは、以上をもちまして、第5回の山梨地方最低賃金審議会を終了いたします。

なお、本日の議事録の確認は、白倉委員と川島委員にお願いします。

本日は、お疲れさまでした。